

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱

制 定 平成 26 年 11 月 14 日

最近改正 令和 8 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（公共施設の用に供する土地を除く。以下「重点届出区域」という。）において、デジタルサイネージの表示若しくはデジタルサイネージを掲出する物件の設置（以下「デジタルサイネージの表示等」という。）を行う場合、一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置（以下「一時広告物の表示等」という。）を行う場合又はエリアマネジメント広告物の表示若しくはエリアマネジメント広告物を掲出する物件の設置（以下「エリアマネジメント広告物の表示等」という。）を行う場合に係る協議等に関し必要な事項を定めることにより、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進し、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) デジタルサイネージ 可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。）をいう。
- (2) 一時広告物 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント（以下「イベント等」という。）のために一時的に表示される屋外広告物（プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージ（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を含む。）又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲い（以下「工事仮囲い」という。）に工事中の建築物等の周知等のために暫定的に表示される屋外広告物（デジタルサイネージを含む。）をいう。
- (3) エリアマネジメント広告物 大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱（以下「エリアマネジメント要綱」という。）第 4 条第 1 項に規定するエリアマネジメント活動計画について、同条第 5 項の規定による認定を受けて実施する活動のために必要となる屋外広告物（デジタルサイネージを含む。）をいう。
- (4) 協議対象地区 1 別表第 1 に定めるデジタルサイネージの表示等協議対象地区をいう。
- (5) 協議対象地区 2 別表第 2 に定めるエリアマネジメント広告物の表示等協議対象地区をいう。
- (6) 低層部 建築物の 1 階部分をいう。
- (7) 中層部 建築物の高さ 31m 以下の部分（低層部を除く。）をいう。
- (8) 自家用広告 表示内容が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは

営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物をいう。ただし、エリアマネジメント広告物に表示するものについては、当該エリアマネジメント広告物の表示等を行う敷地における建築物の名称、店名若しくは商標又は当該敷地において行う事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含む。

(9) 商用広告 表示内容が自家用広告以外の広告物をいう。

(10) 公共情報等 観光情報、ニュース、災害時の避難情報その他のまちの利便性若しくは安全性を高める各種の情報又はまちの魅力を向上させる映像をいう。ただし、エリアマネジメント広告物に表示するものについては、次条第3項に規定する事業者の活動内容に関する情報を含む。

(協議等の対象)

第3条 この要綱の規定は、協議対象地区1においてデジタルサイネージの表示等（一時広告物の表示等及びエリアマネジメント広告物の表示等を除く。以下同じ。）を行う場合、重点届出区域において一時広告物の表示等（エリアマネジメント広告物の表示等を除く。以下同じ。）を行う場合又は協議対象地区2においてエリアマネジメント広告物の表示等を行う場合に適用する。

2 この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージ、一時広告物及びエリアマネジメント広告物については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない。

3 この要綱に規定する協議、届出、報告等は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

(1) 協議対象地区1におけるデジタルサイネージの表示等 当該デジタルサイネージの表示等を行う建築物又は建築物の敷地の所有者

(2) 重点届出区域における一時広告物の表示等 当該一時広告物の表示等を行おうとする者

(3) 協議対象地区2におけるエリアマネジメント広告物の表示等 当該エリアマネジメント広告物の表示等を行うために、エリアマネジメント要綱第3条第4項の規定による通知を受けたエリアマネジメント団体

(デジタルサイネージの表示等に関する事前協議)

第4条 事業者は、協議対象地区1においてデジタルサイネージの表示等を行う場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの表示等が大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第1号様式によるデジタルサイネージ事前協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの表示等に係る計画（以下「デジタルサイネージ計画」という。）を市長に申し出てデジタルサイネージの表示等に関する事前協議を行わなければならない。

2 デジタルサイネージ計画の作成にあたっては別表第3に定めるデジタルサイネージの表示等の基準に適合しなければならない。

3 市長は、第1項の事前協議の申出があったときは、必要に応じて、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申

出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。)に、第2号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うことができる。

- 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第3号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければならない。
- 6 市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（前項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第4号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る通知書により、事業者へ協議済の通知を行うものとする。
- 7 市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（第5項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第4号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る通知書により、事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（デジタルサイネージの表示等に関する変更協議）

第5条 事業者は、前条第6項の規定により事前協議が成立した後にデジタルサイネージ計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第5号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第6号様式によるデジタルサイネージ変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

（一時広告物の表示等に関する事前協議）

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示等が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第7号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示等に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物の表示等に関する事前協議を行わなければならない。

- 2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第4に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。
- 3 一時広告物計画の作成にあたっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するよう努めるものとする。
 - (1) にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること
 - (2) プロジェクションマッピング等を表示する場合にあっては、周辺への影響を抑えるため、明るさ（輝度）、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること
- 4 市長は、第1項の事前協議の申出があったときは、必要に応じて、委員会の意見を聴くこ

とができる。

- 5 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、第8号様式による一時広告物事前協議に係る通知書により事業者へ協議済の通知を行うものとする。
- 6 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に第8号様式による一時広告物事前協議に係る通知書により事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（一時広告物の表示等に関する変更協議）

- 第7条 事業者は、前条第5項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第9号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第10号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

（エリアマネジメント広告物の表示等に関する事前協議）

- 第8条 事業者は、協議対象地区2においてエリアマネジメント広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該エリアマネジメント広告物の表示等が大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第11号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該エリアマネジメント広告物の表示等に係る計画（以下「エリアマネジメント広告物計画」という。）を市長に申し出てエリアマネジメント広告物の表示等に関する事前協議を行わなければならない。
- 2 エリアマネジメント広告物計画の作成にあたっては、別表第5に定めるエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の事前協議の申出があったときは、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。
 - 4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、第12号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うことができる。
 - 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第13号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければならない。
 - 6 市長は、エリアマネジメント広告物計画がエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（前項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第14号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書により、事業者へ協議済の通知を行

うものとする。

7 市長は、エリアマネジメント広告物計画がエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）

（第5項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第14号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書により、事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（エリアマネジメント広告物の表示等に関する変更協議）

第9条 事業者は、前条第6項の規定により事前協議が成立した後にエリアマネジメント広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第15号様式によるエリアマネジメント広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第16号様式によるエリアマネジメント広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

（工事等の取り止め）

第10条 事業者は、第4条から前条までに規定する事前協議又は変更協議が成立した後に当該協議に係る工事等を取り止める場合は、第17号様式による工事等取止届により市長に届け出なければならない。

（工事完了の報告）

第11条 事業者は、第4条に規定する事前協議若しくは第5条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ（以下「協議済デジタルサイネージ」という。）の表示若しくは協議済デジタルサイネージを掲出する物件の設置（以下「協議済デジタルサイネージの表示等」という。）に係る工事、第6条に規定する事前協議若しくは第7条に規定する変更協議が成立した一時広告物（以下「協議済一時広告物」という。）の表示若しくは協議済一時広告物を掲出する物件の設置（以下「協議済一時広告物の表示等」という。）に係る工事又は第8条に規定する事前協議若しくは第9条に規定する変更協議が成立したエリアマネジメント広告物（以下「協議済エリアマネジメント広告物」という。）の表示若しくは協議済エリアマネジメント広告物を掲出する物件の設置（以下「協議済エリアマネジメント広告物の表示等」という。）に係る工事が完了した場合は、第18号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

（調査の実施及び是正のための措置）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容が第4条から第9条までに規定する事前協議又は変更協議が成立したデジタルサイネージ計画、一時広告物計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を実施する。

2 市長は、前項の調査を行った場合は、その結果を第19号様式による調査結果通知書により

事業者へ通知する。

- 3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る工事の内容がデジタルサイネージ計画、一時広告物計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容に適合していないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者へ指導することができる。
- 4 市長は、第1項の調査を行う場合及び前項の規定により事業者へ指導を行う場合は、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

(協議済デジタルサイネージに係る実績報告及び実施計画)

第13条 事業者は、協議済デジタルサイネージの運用開始後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長へ提出しなければならない。

- (1) デジタルサイネージ実績報告書（第20号様式、第20－2号様式、第20－3号様式）
 - (2) デジタルサイネージ実施計画書（第21号様式）
- 2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号のデジタルサイネージ実績報告書にあっては毎年8月15日、同項第2号のデジタルサイネージ実施計画書にあっては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。
 - 3 市長は、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があったときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。
 - 4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があった日から30日以内に、第22号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。
 - 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第23号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のデジタルサイネージ実施計画書に添えて提出しなければならない。

(協議済エリアマネジメント広告物に係る実績報告及び実施計画等)

第14条 事業者は、協議済エリアマネジメント広告物の運用開始後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長へ提出しなければならない。

- (1) エリアマネジメント広告物実績報告書（第24号様式、第24－2号様式、第24－3号様式）
 - (2) エリアマネジメント広告物実施計画書（第25号様式）
- 2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号のエリアマネジメント広告物実績報告書にあっては毎年8月15日、同項第2号のエリアマネジメント広告物実施計画書にあっては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。
 - 3 市長は、第1項第1号のエリアマネジメント広告物実績報告書の提出があったときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。
 - 4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済エリアマネジメント広告物のデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のエリアマネジメ

ント広告物実績報告書の提出があった日から30日以内に、第26号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。

- 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第27号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のエリアマネジメント広告物実施計画書に添えて提出しなければならない。

(廃止等の手続き)

第15条 事業者は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用開始後、次の各号により協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を廃止する場合は、第28号様式による広告物運用廃止届により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物を撤去する場合
- (2) エリアマネジメント要綱第6条又は第9条の規定により認定が取り消された場合

- 2 事業者は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を休止する場合は、第29号様式による広告物運用休止届により速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により運用の休止を届け出た協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を再開する場合は、第30号様式による広告物運用再開報告書を市長に提出しなければならない。

- 4 前項の場合において、デジタルサイネージ計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容を変更しようとするときは、同項の規定による運用再開報告書を提出するほか、市長と第5号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書又は第15号様式によるエリアマネジメント広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、当該変更しようとする内容が軽微な変更であると市長が認めるときは、第6号様式によるデジタルサイネージ変更報告書又は第16号様式によるエリアマネジメント広告物変更報告書による報告をもって当該変更協議に代えることができる。

(協議済デジタルサイネージ及び協議済エリアマネジメント広告物に係る調査及び指導)

第16条 市長は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の設置工事完了以後、当該協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用がデジタルサイネージの表示等の基準又はエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を行い、事業者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

- 3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していないと認めたとき又は協議済エリアマネジメント広告物の運用がエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合していないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

(事業の継承)

第17条 協議済デジタルサイネージを設置する建築物若しくは建築物の敷地の所有者は、当該建築物若しくは建築物の敷地を第三者に譲渡する場合には、売買契約書、重要事項説明書、管理規約等に、第13条、第15条及び第16条に規定する事項を明記し、当該第三者に十分認識させなければならない。

(提出書類)

第18条 第4条から第15条までに規定する手続に関し必要となる提出書類は、別表第6のとおりとする。

(実施の細目)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第4条又は第6条の規定による協議の申出が行われる場合について適用し、同日前にこの要綱による改正前の重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条又は第6条の規定による協議の申出が行われている場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の要綱第7号様式、第10号様式、第12号様式及び第13号様式による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。